

Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク (日本語参考訳)

開示情報指標 — 評価手法

本書には、Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク¹(以下「ベンチマーク」といいます)を用いて企業の開示情報がどのように評価されたかについて、詳細な指標別のガイダンスが収められています。また、企業評価の(緑、黄、赤の色分けを用いた「交通信号システム」による)表示方法に関するサマリーおよび指標間の従属関係についても記載しています。

本書²は、[Climate Action 100+ウェブサイト](#)に掲載されているベンチマークに関するその他の関連資料と併せて読み、使用していただくものです。こうした資料としては以下が挙げられます。

- ベンチマークの[背景および今後の動向](#)に関する情報。
- 使用される[フレームワークおよび手法](#)の概要。この概要には、すべてのフレームワーク、TPIのCarbon Performance方法論、どのようにしてベンチマークとTPIツールを共に使用できるかに関する投資家向けガイドが含まれます。
- [よくある質問\(FAQ\)](#)。
- [データの使用](#)に関する免責事項と利用規約および[企業のレビュー・改善プロセス](#)。

企業評価は、ウェブサイトに掲載の個々の[企業情報](#)からもアクセス可能です。このサイトからは、企業評価の全内容をまとめて[EXCEL](#)でダウンロードし、閲覧することも可能です。

その他の質問やフィードバックはbenchmark@climateaction100.org宛てにお願いします。

目次

1. 謝辞(p2)
2. 用語(p4)
3. 評価手法と指標ガイダンス(p5)
4. 評価の表示:「交通信号システム」、Yes / No / Partial(p23)
5. 指標ごとの組み合わせと従属関係(p24)

¹ 本書で参照しているデータは、金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドのパフォーマンスを評価するために使用される指標について 2016 年 6 月 8 日付け欧州議会・理事会規則(EU)2016/1011(欧州ベンチマーク規則)で定義されている「ベンチマーク」、ならびにベンチマーク(修正および暫定規定)(EU 離脱)規則 2019(英国ベンチマーク規則)で定義されている「ベンチマーク」としての使用を意図したものではありません。

免責事項: 本書内の情報は情報提供のみを目的としたものであり、投資上の、法務上の、税務上の、またはその他の助言としての使用を意図したものではなく、また投資その他の意思決定時に依拠することを意図したものでもありません。本書は、上記を制限することなく、株主提案に対する議決権行使についての提言を意図したものではありません。本書は、著者および発行者が法務上の、経済上の、投資上の、またはその他の専門的な問題やサービスに関する助言を行っていないことを理解した上で、提供されています。誤りや脱漏、本報告書内の情報に基づいて行われた意思決定や行動、そうした決定や行動により生じた損失や損害について、Climate Action 100+および投資家ネットワークが(個別にまたは全体として)責任を負うことはありません。本書内の情報はすべて「現状のまま」で提供されており、完全性、正確性、適時性の保証、または本書の利用から得た結果についての保証は一切なく、明示・黙示を問わず、いかなる種類の保証もありません。次のサイトも併せて参照してください: <https://www.climateaction100.org/disclaimer/>

謝辞

イニシアチブの目標に対する対象企業の整合性評価に使用される新たなベンチマークや指標の開発全般においては、London School of EconomicsのGrantham Instituteが支援するTransition Pathway Initiative (TPI)、FTSE Russell、Chronos Sustainability、Carbon Tracker Initiative (CTI)、2° Investing Initiative (2DII)、InfluenceMap (IM)などの主要な気候調査・データ機関が中心的な役割を果たしてきました。ベンチマークの取り組みはClimate Action 100+運営委員会のリーダーシップおよび支援、ならびにAIGCC、Ceres、IIGCC、IGCCおよびPRIといった[投資家ネットワーク](#)の参加投資家や専門家の協力により行われました。

本書で取り上げる開示情報指標は、TPIがその調査・データパートナー(下記参照)の支援を受け、評価したものです。

本書は、以下のClimate Action 100+イニシアチブのベンチマークプロジェクトを先導する投資家ネットワークの代表者の方々によって作成されました。

- Valerie Kwan, Senior Manager, **AIGCC**
- Cynthia McHale, Senior Director, **Ceres**
- Sarah Clark-Hamel, Manager, **Ceres**
- Alex Wilson, Senior Digital Associate, **Ceres**
- Laura Hillis, Director, **IGCC**
- Oliver Grayer, Programme Director, **IIGCC**
- Ben Pincombe, Head of Stewardship, Climate Change, **PRI**
- Marshall Geck, Senior Specialist, Stewardship, **PRI**
- Kerri-Anne Hempshall, Benchmark Manager (CA100+), **PRI**

その他の寄稿者の方々

Dr Rory Sullivan, Chief Technical Adviser, **TPI & CEO, Chronos Sustainability**

Dr Michal Nachmany, Climate Action 100+ project lead, **TPI & specialist adviser, Chronos Sustainability**

Ella Harvey, Researcher, **TPI**

Graeme Cox, Researcher, **TPI**

Valentin Julius Jahn, Researcher, **TPI**

Nikolaus Hastreiter, Researcher, **TPI**

Vitaliy Komar, Researcher, **TPI**

Antonina Scheer, Researcher, **TPI**

Professor Simon Dietz, Professor of Environmental Policy, **London School of Economics & Lead Researcher, TPI**

Jaakko Kooroshy, Head of SI Data & Methodologies, **FTSE Russell**

Felix Fouret, Senior SI Analyst, **FTSE Russell**

Sarah Williams, Senior SI Research Lead, **FTSE Russell**

Lily Dai, Senior SI Research Lead, **FTSE Russell**

Edmund Bourne, Senior SI Analyst, **FTSE Russell**

Charles Dodsworth, Senior SI Research Lead, **FTSE Russell**



Transition Pathway Initiative (TPI) は、アセット・オーナーが主導し、資産運用会社が支援するグローバルイニシアチブです。TPIは、気候変動に対する取り組みを支援しており、低炭素経済への移行に対する企業の準備状況を評価するための知見やデータを提供しています。投資家はこれを無料で利用することができます。TPIは調査・データパートナーであるLondon School of Economics (LSE) のGrantham Research Institute on Climate Change and the Environment、FTSE Russell、Chronos Sustainabilityの支援を受けています。

FTSE Russellは、世界中の投資家に革新的なベンチマーク、アナリティクス、データソリューションを提供する、グローバルインデックスのリーダーです。70カ国以上の市場や資産クラスを測定してベンチマーク化する何千ものインデックスを算出し、その対応範囲は全世界の投資市場の98%に及んでいます。FTSE Russellは先駆者として20年以上、サステナブル投資インデックス・ソリューションの開発に携わっており、透明性が高くルールベースの手法に基づくその商品は世界中の投資家に使用されています。FTSE Russellはロンドン証券取引所グループ (LSEG) の一員です。

London School of Economics and Political Science (LSE) のGrantham Research Institute on Climate Change and the Environmentは、Transition Pathway Initiativeのアカデミックパートナーです。2008年に設立され、気候変動およびその環境への影響に関する政策関連研究を行う、世界トップレベルのセンターです。本分野の知識・理解を高め、当該トピックに関する情報を十分に得た上での意思決定を促進し、大学・大学院のプログラムを通じて新世代の研究者を養成することを目的としています。

Chronos Sustainabilityは、複雑なシステムの専門家による分析と効果的なマルチステークホルダー・パートナーシップにより、主要産業セクターの社会・環境パフォーマンスにおける斬新な体系的変化を実現することを目的として、2017年に設立されました。Chronosは、世界的な投資家および世界的な投資家ネットワークと幅広く連携し、サステナビリティ関連の問題における投資影響について彼らの理解を醸成しています。サステナビリティを投資研究やエンゲージメントへ組み込めるようにするツールや戦略の開発も行っています。詳細はwww.chronossustainability.comおよび@ChronosSustainにアクセスしてください。

用語

[フレームワーク](#)の全文言はClimate Action 100+ウェブサイトを確認できます。

開示情報指標

- 1 2050年まで(またはもっと早期)に温室効果ガス(GHG)排出ネットゼロとする野心的目標
- 2 長期的(2036年～2050年)GHG削減ターゲット
- 3 中期的(2026年～2035年)GHG削減ターゲット
- 4 短期的(2020年～2025年)GHG削減ターゲット
- 5 脱炭素化戦略
- 6 資本ストックの整合性
- 7 気候政策エンゲージメント
- 8 気候ガバナンス
- 9 公正な移行[2021年第1四半期は評価対象外]
- 10 TCFD開示

指標: 当該企業を評価する特定の分野(例:指標8は、気候ガバナンスについて企業を評価します)。

サブ指標: 指標を特定の関心領域に分割する指標構成要素(例:サブ指標8.2は、役員報酬を評価します)。

評価基準: サブ指標をさらに分割して、注目する領域を網羅する評価を行うための、最も細かい評価(例:評価基準8.2bは、気候変動ターゲットの進捗状況が報酬のKPIとなっているかを評価します)。

評価手法と指標ガイダンス

指標1 — 2050年までにGHG排出量ネットゼロ

1.1 – ネットゼロコミットメント

サブ指標文	<p>当該企業は、2050年まで(またはもっと早期)に GHG 排出量ネットゼロを達成するための野心的目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該企業は、スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を明確に含めた、ネットゼロ GHG 排出を謳う定性的な野心的目標を表明している。 b. 当該企業のネットゼロ GHG 排出ターゲットは、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリーを含めている。
-------	---

詳細ガイダンス

a. 当該企業は、スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を明確に含めた、ネットゼロ GHG 排出を謳う定性的な野心的目標を表明している。	<p>ネットゼロコミットメントは、企業が実質的な炭素排出量を 100%削減することを目指す特別な GHG 排出量ターゲットです。企業は次の 2 通りの方法でネットゼロコミットメントを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該企業のネットゼロターゲットに対する明確なコミットメントを開示する(例:当該企業が「~までにネット(実質)ゼロ」、「~までにカーボンニュートラル」、または「~までに全排出量削減」「に到達」、「を達成」、または「を実現」、と表明)。 ● GHG 排出量ターゲットにおいて排出量削減の目標削減率を「100%」とする。
b. 当該企業のネットゼロ GHG 排出ターゲットは、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリーを含めている。	<p>上記同様、企業は次の 2 通りの方法でスコープ 3 のネットゼロコミットメントを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを明確に含めた、当該企業のネットゼロターゲットへのコミットメントを開示する。 ● GHG 排出量ターゲットにおいて排出量削減の目標削減率を「100%」とする(最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーも含む)。

当該企業がスコープ 3 のネットゼロターゲットを別途設定している場合、またはネットゼロターゲットにスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 ターゲットがスコープ 1 または 2 のネットゼロターゲットの一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- ターゲットの対象となっているスコープ 3 のカテゴリー ([GHG プロトコル](#) の分類による)。評価では次のカテゴリーに重点を置きます。購入した物品・サービス(カテゴリー1: 上流)、販売した製品の加工(カテゴリー10: 下流)、販売した製品の使用(カテゴリー11: 下流)。ターゲットがスコープ 3 の全上流カテゴリーまたは全下流カテゴリーを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリーが上記のカテゴリー以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリーは「その他」として確認されます。
- ターゲットの対象となっている最も重要なスコープ 3 の GHG 排出量の割合。

企業がスコープ 3 ターゲットを開示する場合、当該セクターにおいてスコープ 3 排出量が CA100+によって評価されないとしても、ターゲットの詳細は確認されます。評価基準 1.1.b は 1.1.a の結果に従属します。企業が 1.1.a で Yes と評価されなかった場合、1.1.b で Yes と評価されることはありません。

CA100+ネットゼロベンチマークでスコープ 3 排出量が適用されない企業は、スコープ 3 のネットゼロターゲットを設定しているか否かに関係なく、1.1b で「Na」と評価されます。

指標2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標 2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標文

これらの指標では3種類の期間について確認されます。

- 指標 2: 長期 (2036 年～2050 年)
- 指標 3: 中期 (2026 年～2035 年)
- 指標 4: 短期 (2021 年～2025 年)

2020 年を目標年とする排出量削減ターゲットはこの評価では考慮されません。ただし、企業が最も重要な排出量スコープについて 2020 年にネットゼロターゲットを達成した場合には、以下の評価基準で評価されます。

各期間における各指標は、3つのサブ指標から構成されます。

- 「.1」当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。
- 「.2」2つの評価基準に分類される: 「.2a」(当該企業は、このターゲットがスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を対象とすることを明示している)と「.2b」(当該企業がスコープ 3 の GHG 排出量削減ターゲットを設定している場合、少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している)。
- 「.3」当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、ターゲットとする二酸化炭素排出原単位、または当該企業の GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。この道筋は IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

評価基準 2.a および 2.b はサブ指標.1 の結果に従属します。サブ指標.3 はサブ指標.1 には従属しません。

詳細ガイダンス

.1 当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。

各企業につき、次のターゲット詳細が確認されます。

- 排出量のスコープ (スコープ 1、スコープ 2 またはスコープ 3)
- 基準年
- 目標削減率 (%)
- 目標年
- ターゲットの単位 (tCO₂e、kgCO₂e/\$、...)
- ターゲットが設定された年
- ターゲットが対象としている排出量の割合
- 原本
- 原文

GHG 削減コミットメントは、開示情報が最低でも目標年と (GHG 排出総量または GHG 排出原単位) の削減率を明確に特定している場合、ターゲットとして確認されます。企業が炭素排出量を YYYYY 年の水準に維持することを目標としていると表明した場合、これは 0%の削減ターゲットとして記録されません。

評価では GHG 削減ターゲットのみに重点を置きます。再生可能エネルギーターゲットやその他のサステナビリティターゲットは考慮されません。個別のメタンおよびフレアリングのターゲットは、当該ターゲットが対象としている排出量の比率が明確に開示されていないかぎり、考慮されません。

企業が複数のターゲットを開示している場合、それらはすべて確認されます。評価では、当該企業の排出量の中で最大の割合を占めているものを対象とするターゲットが優先されます (つまり、全排出量を対象としているターゲットは、一部の排出量を対象としているターゲットよりも、評価において優先されます)。全排出量 (または同一の一部の排出量) を対象とするターゲットが複数ある場合、最後に設定されたターゲットが評価されます。

当該企業が長期的なスコープ 3 ターゲットを別途設定している場合、またはターゲットにスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 ターゲットがスコープ 1 または 2 のターゲットの一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- ターゲットの対象となっているスコープ 3 のカテゴリー ([GHG プロトコル](#) の分類による)。評価では次のカテゴリーに重点を置きます。購入した物品・サービス(カテゴリー1: 上流)、販売した製品の加工(カテゴリー 10: 下流)、販売した製品の使用(カテゴリー11: 下流)。ターゲットがスコープ 3 の全上流カテゴリーまたは全下流カテゴリーを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリーが上記のカテゴリー以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリーは「その他」として確認されます。
- 対象カテゴリーにおいてターゲットの対象となっているスコープ 3 排出量の割合。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法(開示している場合)。ターゲット設定手法が提供されていない場合、対象カテゴリーにおけるスコープ 3 排出量の評価に使用された排出量算出手法が確認されます(入手可能な場合)。

企業がスコープ 3 ターゲットを開示する場合、当該セクターにおいてスコープ 3 排出量が CA100+によって評価されないとしても、ターゲットの詳細は確認されます。企業にネットゼロターゲットであるターゲットがある場合、これはこの指標および指標 1.1 で確認されます。

企業が 2036 年より前にネットゼロ排出量をターゲットとしていると評価された場合(サブ指標 3.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 2.1 にも反映されることとなります。同様に、企業が 2026 年より前にネットゼロ排出量をターゲットとしていると評価された場合(サブ指標 4.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 3.1 および 2.1 に反映されることとなります。

2.a. このターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

サブ指標.1 で確認された情報が以下に該当するターゲットを特定している場合、評価基準.2a を満たしていることとなります。

- 当該企業のスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象としている。
- 当該企業が、スコープ 1 または 2 のいずれかの排出量しか対象としていないが、これらが当該企業のスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を占めることを開示している場合も本評価基準を満たすことができます。

企業がスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象とするターゲットにより 2036 年より前にネットゼロ排出量をターゲットとしていると評価された場合(評価基準 3.2a で評価)、これは自動的に評価基準 2.2a に反映されることとなります。同様に、企業が 2026 年より前にネットゼロ排出量をターゲットとしていると評価された場合(評価基準 4.2a で評価)、これは自動的に評価基準 3.2a および 2.2a に反映されることとなります。

2.b. 当該企業がスコープ 3 の GHG 排出量削減ターゲットを設定している場合、少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している。

当該セクターにおいて、サブ指標.1 で確認された情報が以下の両方に該当するターゲットを特定している場合、評価基準.2b を満たしていることとなります。

- 当該企業のセクターで最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象としている。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法、または対象とするスコープ 3 カテゴリーのスコープ 3 排出量の算出に使用した手法が提供されている。

企業が該当するスコープ 3 排出量を対象とするターゲットにより 2036 年より前にネットゼロ排出量をターゲットとしていると評価された場合(評価基準 3.2b で評価)、これは自動的に評価基準 2.2b に反映されることとなります。同様に、企業が 2026 年より前に該当するスコープ 3 排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(評価基準 4.2b で評価)、これは自動的に評価基準 3.2b および 2.2b に反映されることとなります。

スコープ 3 排出量の分析が適用されない企業は全て、スコープ 3 ターゲット設定を設定しているか否かに関係なく、評価基準.2b で「Na」の評価を受けます。

2.3 — 長期的な B2DS との整合性

サブ指標文

当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位もしくは短期・中期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位、または当該企業の長期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。これは IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

詳細ガイダンス

サブ指標 2.3 は 2050 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(長期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が短期・中期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

3) 当該企業が 2050 年までの長期的な GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が長期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 2.1、2.2.a、2.2.b のスコアが「N」になっている場合)でも、2050 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 2.3 のスコアを「Y」とすることができます。

3.3 — 中期的な B2DS との整合性

サブ指標文

当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位もしくは短期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位、または当該企業の中期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。これは IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

詳細ガイダンス

サブ指標 3.3 は 2035 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(中期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることとなります。

または

2) 当該企業が短期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることとなります。

または

3) 当該企業が 2035 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることとなります。

したがって、企業が中期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 3.1、3.2.a、3.2.b のスコアが「N」になっている場合)でも、2035 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 3.3 のスコアを「Y」とすることができます。

4.3 — 短期的な B2DS との整合性

サブ指標文

当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、または当該企業の短期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋 (IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当) に整合している、もしくはそれを下回っている。

詳細ガイダンス

サブ指標 4.3 は 2025 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 2 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において (短期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2025 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることとなります。

または

2) 当該企業が 2025 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2025 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることとなります。

したがって、企業が短期的なターゲットを設定していない場合 (そして、それによって 4.1、4.2.a、4.2.b のスコアが「N」になっている場合) でも、2025 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための (その企業の当該セクターの) 道筋 (IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当) に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 4.3 のスコアを「Y」とすることができます。

指標5 — 脱炭素化戦略

5.1 — GHG 削減ターゲットを達成するための戦略

サブ指標文

当該企業は、自社の長期的および中期的な GHG 削減ターゲットを達成するための脱炭素化戦略を持っている。

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲットの達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、GHG 排出（該当する場合にはスコープ3排出も含む）の主要発生源について明確に言及している。
- b. 当該企業は、自社の排出（該当する場合にはスコープ 3 排出も含む）の主要発生源に関する戦略の重要な要素を数値化している（技術構成や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出等）。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲットの達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、GHG 排出（該当する場合はスコープ 3 排出も含む）の主要発生源について明確に言及している。

サブ指標 5.1a はサブ指標 2.1 および 3.1 に従属します。サブ指標 2.1 または 3.1 を満たすターゲットを設定している企業については、これらのターゲットを達成するための具体的なアクションに関する開示情報がすべて評価対象となります。本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は次の 3 つの主要基準を満たす一連のアクションを開示する必要があります。

1. **当該企業の GHG 削減ターゲットに明確に関連する。**一連のアクションは、当該企業が設定した GHG 削減ターゲットの達成を目指すものとして明確に位置づけられる必要があります。これらのターゲットの達成に明確な関連性のない、広範な排出量削減の取り組みについての説明では不十分です。
2. **当該企業の主な GHG 発生源に明確に対処する。**一連のアクションは、最も重要な GHG 発生源に明確に関連していなければなりません。例えば、企業の排出量の大部分がスコープ 1 であるのに、記載されたアクションが主にスコープ 2 排出量に関連するものであるならば、不十分となります（例：「当社本社に 100%再生可能エネルギーを使用する」）。
3. **具体的な一連の対策を立てる。**「よりクリーンなエネルギーソリューションへの移行を加速する」、「事業活動を最新化する」、「グリーンソリューションを活用する」といった曖昧な説明だけで排出量削減をどのように達成するかについての説明がない場合、適格とはなりません。

脱炭素化戦略は、各ターゲット期間（中期・長期）に関して別々に確認されます。

本評価基準で「Yes」と評価されるには、長期と中期の両方のターゲットについて、上記の基準を満たす脱炭素化戦略が開示されていなければなりません。また、長期または中期のネットゼロターゲット（該当する場合、スコープ 3 排出量を含む）を設定しており、上記の基準を満たす当該脱炭素化戦略を開示している場合にも、企業は本評価基準で「Yes」と評価されます。

- b. 当該企業は、自社の排出（該当する場合にはスコープ 3 も含む）の主な発生源に関する戦略の重要な要素を数値化している（技術構成や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出など）。

評価基準 5.1b は評価基準 5.1a に従属します。評価基準 5.1a が満たされている場合、本評価基準は脱炭素化戦略の主要要素が企業の開示情報で数値化されているかについて評価します。

例えば、この中には、当該企業が脱炭素化戦略の主な施策によってそれぞれ排出量削減全体のどのくらいの割合を達成しようと計画しているのか、その内訳を数字で示すこと、またはエネルギー、製品または収益構成の中でどのくらいの数を、いつまでに達成するかを数値化することなどが含まれます。

5.2 — グリーン・レベニュー・コミットメント

サブ指標文

当該企業の脱炭素化戦略には、低炭素製品およびサービスからの「グリーン・レベニュー」に対するコミットメントが含まれている。

- a. 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており、売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を開示している。
- b. 当該企業は売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており、売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を開示している。

本評価基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。

- グリーン製品およびサービスから収益を生み出していることを開示し、これらの製品やサービスの内容について詳しく説明する（「グリーン・レベニュー」）。
- 公開情報でこれらのグリーン製品およびサービスから生み出される収益について明確に報告する。

適格となるには、当該企業の収益全体に占めるこれらの収益の割合を計算できる形で開示するか（例：絶対額の収益として、または報告対象セグメントにおける収益の割合として）、またはグリーン製品およびサービスにより生み出される収益が当該企業の収益全体に占める割合を直接報告することが考えられます。

グリーン・レベニューは、各事業分野についてそれぞれ（例：「風力」または「太陽光」について別々に）開示するか、または適格なグリーン製品およびサービス以外を含まない報告対象収益・事業セグメント（例：「再生可能エネルギー」セグメント）の合計収益として開示することができます。

かかる合計収益データは、a) 報告セグメントにグリーンと非グリーンの製品およびサービスが混在している場合、または b) 報告収益セグメントにどの種類の製品やサービスが含まれているかを明確に判別することが難しい場合には、認められません。外部から生み出された収益のみが考慮され、当該企業内のセグメント間収益は評価されません。

FTSE Russell のグリーン・レベニュー分類システム (GRCS) に従って認識される、一連の幅広いグリーン製品およびサービスのデータが本評価基準のために確認されます。CA100+ベンチマークでは、本評価基準は現在、欧州に本社を置く企業に対してのみ評価され、GRCS に基づくグリーン活動から生み出される収益は、EU タクソミーに整合しているもののみ適格となります。

- b. 当該企業は売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定している。

本評価基準は、次の 2 通りの形で満たすことができます。

- グリーン製品およびサービスから生み出される収益のターゲットを、そのターゲットの達成を予定している明確な期限（例：2025 年または 2030 年）と共に公開する。当該ターゲットは明確に数値化が可能で期限を定めたものでなければなりません。収益の観点から（例：「2025 年までに電気自動車の売上を自動車の売上全体の 20%まで増やす」）、または生産量の観点から（例：「2025 年までに生産する自動車の 5 台に 1 台は電気自動車にする」）表明することができます。
- または、当該セクターの EU タクソミーと整合するグリーン・レベニューの平均を上回る、EU タクソミーと整合するグリーン・レベニューを企業が開示する。

指標 6 — 資本ストックの整合性

6.1 — 将来の資本支出の整合性

サブ指標文

当該企業は、将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

- a. 当該企業は、将来の資本支出を、自社の長期的 GHG 削減ターゲットと整合させることに明確にコミットしている。
- b. 当該企業は、将来の資本支出を、パリ協定の世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標と整合させることに明確にコミットしている。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、将来の資本支出を、自社の長期的 GHG 削減ターゲットと整合させることに明確にコミットしている。

本評価基準で Yes と評価されるには、当該企業が資本支出の意思決定および計画を、長期的な GHG 削減ターゲットと整合させることへのコミットメントを自社の公開情報で明示している必要があります。

グリーンまたは低炭素資本支出の計画やプロジェクトは(大規模なものであっても)単にリストアップしたり詳しく説明したりするだけでは、たとえ当該企業の資本支出の大部分または全部が低炭素への移行に整合していると合理的に推測される場合でも、本指標を満たすには不十分となります。

各企業について、アナリストは、以下に重点を置き、将来の資本支出の詳細を整合させることへのコミットメントをすべて確認する必要があります。

- OPEX/CAPEX 支出: 自社の事業や製品を改善するための将来の資本配分を長期 GHG ターゲットに整合させることへのコミットメント。
- M&A 戦略: 将来の M&A 活動を、意欲的な長期ターゲットに整合させることへのコミットメント。
- R&D 支出: 自社の事業や製品を改善するための R&D 支出を長期ターゲットに整合させることへのコミットメント。

- b. 当該企業は、将来の資本支出を、パリ協定の世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標と整合させることに明確にコミットしている。

評価基準 6.1b を満たす要件は、6.1a を満たす要件と似ています。ただし、当該企業は、資本支出の意思決定および計画を、1.5°C の経路に整合させることに明確にコミットする必要があります。

6.2 — 整合性の判断手法

サブ指標文

当該企業は、自社の将来の資本支出がパリ協定と整合しているかを判断するために使用した手法を開示している。

- a. 当該企業は、自社の将来の資本支出を脱炭素化目標に整合させるために使用している手法を開示している（主要な想定および重要業績評価指標[KPI]を含む）。
- b. 当該手法により重要な成果が数値化されている（1.5°Cシナリオと整合している自社の資本支出の割合や、炭素集約型資産への資本支出が最大となる年度を含む）。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、自社の将来の資本支出を脱炭素化目標と整合させるために使用した手法を開示している（主要な想定および重要業績評価指標[KPI]を含む）。
 評価基準 6.2a を満たすには、当該企業は評価基準 6.1.a（または 6.1.a および 6.1.b）で Yes と評価される必要があります。また、企業は、個々の資本支出に関する意思決定、プロジェクトおよび計画と、炭素削減ターゲットまたは 1.5°C ターゲットの達成との整合性をどのように評価するかについて詳細を開示する必要があります。
- b. 当該手法により重要な成果が数値化されている（1.5°C シナリオと整合している自社の資本支出の割合や、炭素集約型資産への資本支出が最大となる年度を含む）。
 評価基準 6.2b を満たすには、当該企業は評価基準 6.2a で Yes と評価される必要があります。また、企業は以下を行わなければなりません。
 - 資本整合性評価の主な成果（整合性評価のために定義する基準値、当該企業の資本支出パイプラインが将来の排出量構成をどのように形作るかについての予測など）の数値化。
 - 1.5°C シナリオと整合する、予想資本支出全体またはコミットメントを行った資本支出全体の割合の開示。
 - 炭素集約型資産への資本支出が最大となる年度の開示。

指標 7 — 気候政策エンゲージメント

7.1 — パリ協定に整合する立場でのロビー活動

サブ指標文	<p>当該企業は、気候変動ロビーに関してパリ協定に整合した立場をとり、直接的なロビー活動はすべてこの立場に整合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該企業は、自社のロビー活動をパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。 b. 当該企業は、実施している気候関連ロビー活動(会合、政策に関する意見提出など)を列挙している。
--------------	--

詳細ガイダンス

- | | | |
|-----------|--|--|
| a. | <p>当該企業は、自社のロビー活動をパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。</p> | <p>本評価基準は、当該企業が直接的なロビー活動や政策提言活動をパリ協定の目標に整合させて行うと明確に表明することを求めています。このコミットメントでは、業界団体のロビー活動ではなく、直接的なロビー活動について言及するとともに、(当該企業の気候方針などではなく)具体的にパリ協定と言及する必要があります。</p> <p>直接的なロビー活動の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明(例:「可能な場合」や「直接的なロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」)は、本評価基準を満たすには不十分です。</p> |
| b. | <p>当該企業は、実施している気候関連ロビー活動(会合、政策に関する意見提出など)を列挙している。</p> | <p>本評価基準は、直近の報告年度に行われた気候関連ロビー活動の開示を企業に求めています。この中には、政策立案者や規制当局との会合開催、政策に関する意見提出、政治献金などの活動が含まれます。</p> <p>開示情報では、気候関連のものであることを明確に示し(一連の広範な問題に対するロビー活動の列記は認められません)、エンゲージメント対象のステークホルダーやエンゲージメントの焦点について具体的に詳しく説明しなければなりません。ケーススタディ事例の抜粋は認められません。</p> <p>当該企業が直接行ったロビー活動のみ認められます。業界団体やその他の利益団体を介して行われたロビー活動は、本評価基準の対象とはなりません(サブ指標 7.2 参照)。</p> |

7.2 — 業界団体ロビー活動の整合性

サブ指標文

当該企業は、業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うことを期待し、業界団体への所属状況を開示している。

- a. 当該企業は、所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的なコミットメントを行っている。
- b. 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的なコミットメントを行っている。

本評価基準は、当該企業が自らの所属する業界団体およびそのロビー活動をパリ協定の目標に整合させることについて、公開情報での明確かつ明快的な表明を行うことを求めています。このコミットメントでは、当該企業の直接的なロビー活動ではなく、業界団体の政策的な立場について直接言及するとともに、(業界団体の公表している政策的な立場や当該企業の気候方針などではなく)具体的にパリ協定と言及している必要があります。

業界団体の関与の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明(例:「可能な場合」や「直接的なロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」)は、本評価基準を満たすには不十分です。

このコミットメントは、年次開示情報の一部として、または業界団体のパリ協定に対する整合性のレビュー内に掲載される場合があります(評価基準 7.3a 参照)。

- b. 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

本評価基準では、企業が業界団体への所属状況を開示しているか否かについて確認します。本評価基準を満たすには、当該企業が所属する業界団体について開示していることを明確に示す必要があります。当該企業は業界団体に代わる用語として「同業者団体」、「事業者組合」、「産業組合」、「事業者団体」、「同業者機関」、「産業団体」などを使用することもできます。

開示が選択的であることを示す記述(「当社にとっても最も重要な業界団体は...です」、「当社が所属する業界団体は...などです」)を含む業界団体の列記は、本指標を満たすとは認められません。ただし、当該企業が気候関連問題についての立場を明らかにしている全団体を含めていると明言する場合は、これは本評価基準の目的上、包括的な開示であるとみなすことができます。CDP 気候変動 C12.3a に対する開示は、業界団体リストの開示の代わりとしては通常認められません。

7.3 — 業界団体をパリ協定に整合させるプロセス

サブ指標文

当該企業は、所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセスを持っている。

- a. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性のレビューを実施し、これを公表している。
- b. 当該企業は、レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性のレビューを実施し、これを公表している。

本評価基準を満たすには、企業は所属する業界団体およびそのロビー活動がパリ協定の目標と整合しているかについてレビューを行わなければなりません（自社の気候方針との整合性のレビューは通常認められません）。

このレビューや評価は、明確な成果や結果と共に公表しなければならず、曖昧な一般化された結果は認められません。レビューや評価は第三者が行うことも可能です。CDP 気候変動 C12.3c_C2 に対する開示は、それだけでは業界団体のパリ協定との整合性に関する公表レビューの代わりとしては認められません。
- b. 当該企業は、レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。

本評価基準を満たすには、当該企業は評価基準 7.3a を満たさなければなりません。

また、当該企業は、所属する業界団体のパリ協定との整合性に関するレビューの結果を受け、何らかのアクションを行った場合には、それがどのようなものであったかを示さなければなりません。この中に含まれるものとしては、整合していないことが判明した業界団体に対するエンゲージメントへのコミットメント、またはそうした整合性のない業界団体からの脱退などが考えられます。

指標 8 — 気候ガバナンス

8.1 — 取締役会による監督

サブ指標文	<p>取締役会による気候変動の監督</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠 b. 責任を負う取締役会レベルの役職
-------	---

詳細ガイダンス

a. 気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠	<p>本評価基準の目的上、「取締役会による監督」は以下のとおり複数考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気候変動に対する責任が取締役会または特定の取締役会委員会にあることを当該企業が表明する。 2. (「サステナビリティの成果」だけでなく)気候変動に対して明確な責任を負うサステナビリティ部門の長などの役員が存在し、かつ当該役員が取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている証拠がある。 3. CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ CEO が特に気候変動問題に関して取締役会または取締役会レベルの委員会に報告を行っている証拠がある。 4. (「サステナビリティの成果」だけでなく)気候変動に対して責任を負う委員会(取締役会レベルの委員会だけでなく)が存在し、かつ当該委員会が取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている。
---	--

直近の報告年度において、責任のある CEO が気候問題について取締役会に報告したという証拠がなければ、企業は本評価基準の要件を充足したとはみなされません。また、「サステナビリティ」または「環境」のように、より広範囲な取締役会の責任の言及では不十分です。「気候変動」と明確に言及する必要があります。

b. 責任を負う取締役会レベルの役職	<p>本評価基準の目的上、「役職」として適格となるシナリオやモデルは複数あります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気候変動に対して明確な責任を負う取締役会の役職(例:取締役)が存在する。 2. (役職ではなく)気候変動に対して責任を負う者として指名された構成員が取締役会に存在する。 3. CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ CEO が取締役会の一員となっている。 4. 取締役会が 2 層構造になっており、指名された取締役会の構成員または役職が気候変動に対して明確な責任を負い、かつ気候監視委員会に報告を行っている。
--------------------	--

気候変動に対して責任を負う委員会が存在することで、本評価基準の要件を満たすことはできません。そうした委員会の委員長は、個人的に責任を負うと明確に特定されている場合を除き、本評価基準の要件を満たしません。取締役会レベルで「サステナビリティ」や「環境」に対して責任を負う役職または個人では要件は満たせません。

CEO が監視委員会の一員となる可能性が低いドイツおよびノルウェーの企業の場合のみ、CEO が気候変動に対して個人的に責任を負い、執行委員会の一員となっている企業が、本評価基準を満たすと評価されます。

8.2 — 報酬体系

サブ指標文

当該企業の役員報酬体系に気候変動に関する成果の要素が組み込まれている。

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果（「ESG」や「サステナビリティの成果」と言及するのみでは不十分）が明確に組み込まれている。
- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の温室効果ガス削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果（「ESG」や「サステナビリティの成果」と言及するのみでは不十分）が明確に組み込まれている。

企業は、CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めが、自社の気候変動関連 KPI に対する成果によって決定される場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

この KPI は具体的かつ測定可能で、当該企業の気候変動に関する成果（GHG 排出量削減ターゲットの達成など）に特に重点を置いていなければなりません。より広範な「ESG」や「サステナビリティ」のターゲットまたは目標、エネルギー効率ターゲット、CDP スコアなどを測る KPI は、本評価基準の要件を満たしません。

金銭的報酬による直接的なインセンティブがない CEO または執行委員会の目標は要件を満たしません。また、執行委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの（執行委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など）も要件を満たしません。

- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の GHG 削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

本評価基準の要件を満たすには、当該企業は評価基準 8.2a およびサブ指標 2.1、3.1、4.1 のいずれかで Yes と評価される必要があります。

また、CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めが、当該企業が開示している全社的な排出量ターゲットに照らした成果によって決定されていなければなりません。これはサブ指標 2.1、3.1 または 4.1 の一部として確認されるターゲットのいずれかになります。

評価基準 8.2a と同様に、金銭的報酬によるインセンティブがない CEO または執行委員会の目標は要件を満たしません。また、執行委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの（執行委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など）も要件を満たしません。

8.3 — 取締役会の気候関連能力・技量

サブ指標文

取締役会は、気候関連のリスクと機会を評価し管理するための十分な能力・技量を有している。

- a. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。
- b. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。

本指標を満たすには、当該企業が特に気候変動リスク管理について自社の取締役会の技量がどの程度であるかを評価し、かつその評価結果を開示しているか、明確に示す必要があります。

この中には、気候変動に関する見識および専門知識を考慮に入れた、取締役会のスキル評価の開示が含まれます。スキル一覧の中に気候変動を含め、結果やマッピングが開示される場合、本評価基準の要件を満たすこととなります。どの取締役が、または取締役会のどのぐらいの割合が気候リスクに関する技量を提供しているかを示す必要があります。

取締役会の能力評価において「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」のみに対応している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。また、取締役会に気候の専門家がいることが、取締役会の気候に関する技量についての評価を実施したことの代用にはなりません。

- b. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

評価基準 8.3b 満たすには、評価基準 8.3a を満たしていることが条件となります。さらに、当該企業は、取締役会の気候関連の技量の評価に用いられた具体的な基準の詳細を開示する必要があります。

また、8.3a を満たしていることに加え、当該企業が取締役会の気候に関する技量を向上するために実施している施策を明確に開示する場合にも、本評価基準を満たすとみなされます。この中には、気候問題に関する取締役会への社外または社内研修や、「気候専門家」を取締役に任命することが含まれます。反対に、取締役会の「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」の技量を向上するための施策は本評価基準の要件を満たしません。

指標 10 — TCFDとの整合性

10.1 — TCFD 提言の支持

サブ指標文

当該企業は、気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を支持することへの公式なコミットメントを行っている。

- a. 当該企業は、TCFD のウェブサイトにて賛同企業として掲載されているか、または、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている。
- b. 当該企業は、自社の年次報告書において TCFD と整合する開示を明確に示しているか、または、TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、TCFD のウェブサイトにて賛同企業として掲載されているか、または、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている。

企業は次のいずれかに該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

- 当該企業が TCFD のウェブサイト <https://www.fsb-tcf.org/tcf-supporters/> に賛同企業として掲載されている。
- 当該企業は自社の公開情報において、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている。
- 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言に整合させていることを明確かつ明快に示している。

企業は、TCFD へのコミットメントに曖昧さがある場合には、本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。例えば、自社の気候報告書が TCFD 提言「から情報を得ている」または「を考慮に入れている」と表明している企業は、自らのコミットメントについての明確さが不十分だということになります。同様に、「認識している」や「認めている」は、TCFD との整合性に対して正式なコミットメントを行っていることと同じではないため、不十分です。

- b. 当該企業は、TCFD と整合する開示を自社の年次報告書に明確に示しているか、または、TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。

本評価基準の目的は、当該企業が TCFD 提言に対して報告を行っているか把握することです。企業は次のいずれかに該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

- 当該企業は、TCFD と整合する開示情報を自社の年次報告(年次報告書、サステナビリティ関連報告書、当該企業のウェブサイトなど)に TCFD 開示とわかるように明確に含めるか、目印をつけて記載している。
- 当該企業は、TCFD 報告書に TCFD と整合する開示情報を公表している。

本評価基準は、当該企業が自社の開示情報において(既存の開示情報を通じて明確に目印をつけて示すことによって、または独立した報告書でそれらを要約することによって)投資家を明確に TCFD 開示情報に誘導しているかを評価します。当該企業がすべての TCFD 要件に対して開示を行っているかについての評価や、提供されている開示情報の内容や質の評価を行うものではありません。

企業が、TCFD 要件に従って開示したと表明しているものの、その開示情報がどこで確認できるかを示していない場合には、本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。さらに、開示情報は当該企業のウェブサイトでは提供されていなければなりません(CDP などの第三者のウェブサイトを示すことでは本評価基準の趣旨を充足していることにはなりません)。また、将来の TCFD 提言に対して報告を行うというコミットメントでは不十分です。

10.2 — シナリオ分析

サブ指標文

当該企業は、気候シナリオ計画を用いて自社の戦略および事業のレジリエンスを検証している。

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。
- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。

本評価基準の目的は、当該企業の気候関連シナリオ分析に対するアプローチを把握することです。企業は以下の両方に該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

- 当該企業は、予想される未来について説明するために、図表形式で、または外部のシナリオやモデル (IEA Sustainable Development Scenario、RCP2.6 など) を明確に言及する形で、数値データを使用した、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施している。
- 当該企業は、その定量的シナリオ分析の結果を開示している。開示には結果や結論についての定性的な記述や説明、あるいは定量的な結果や結論のプレゼンテーションが含まれます。

使用したシナリオを説明する文章のみを用いた場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。結果を公開していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません (例えば、分析は実施したが会社経営陣が結果を検討中であるとの表明は、本評価基準の要件を満たすには不十分となります)。

- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

本評価基準の目的は、当該企業が定量的シナリオ分析について提供する情報の完全性を評価することです。本評価基準を満たすには、評価基準 10.2a を満たしていることが条件となります。また、10.2b を満たすには、当該企業は以下のすべてを実施する必要があります。

- シナリオ分析に 1.5°Cシナリオを明確に含めている。本バージョンの CA100+ ネットゼロ企業ベンチマークでは IEA 1.5°Cシナリオが存在しないため、IEA の B2DS シナリオを使用する企業は現在、本評価基準の趣旨を充足するとみなされます。
- 当該企業の定量的シナリオ分析が、(特定の製品、事業分野または地理ではなく) 当該企業全体を明確に対象としている。
- 当該企業は、シナリオ分析に使用した主要な前提および変数を開示している。
- 当該企業は、シナリオ分析で特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

分析が一部の事業、商品、国などしか対象としていない場合、または「全部ではなく大部分の」事業を対象としたと当該企業が表明している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。

リスクと機会の開示が、実施したシナリオ分析に関連していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。例えば、気候関連のリスクと機会についての一般的考察は、本評価基準の趣旨を充足していないことになります。また、企業はリスク (マイナス面) と機会 (プラス面) の両方について考察しなければなりません。

「交通信号システム」: Yes / No / Partial

各評価基準は、当該企業が公表した情報および証拠に基づいてYesもしくはNoの二者択一方式で評価されます(または、「該当なし」となることもあります。次項参照)。サブ指標および指標のレベルでの集計には、次のシステムを用います。

- **Yes**=サブ指標または指標の全評価基準がYesの場合
- **No**=サブ指標または指標の全評価基準がNoの場合
- **Partial**=サブ指標または指標の評価基準のうち少なくとも**1つ**がYesの場合

サブ指標は評価基準2つだけから構成されます(aとb)。指標は複数のサブ指標および評価基準から構成されることがあります(例: 指標7=サブ指標3つと評価基準6つ)。評価基準は「Not applicable(該当なし)」や「Not assessed(評価対象外)」になることもあります。この場合、当該評価基準はYes / No / Partialの基準値には含まれません。詳細はサブ指標の組み合わせの項を参照してください。

サブ指標の組み合わせ

サブ指標は評価基準2つだけから構成されます(aとb)。1つのサブ指標について考えられる組み合わせについて、以下に示します。

評価基準スコアの組み合わせ		サブ指標評価
x.x.a	x.x.b	サブ指標x.x
Y	Y	Y
Y	Not applicable	Y
Y	N	Partial
N	Not applicable	N
N	N	N

指標ごとの評価の組み合わせと従属関係

以下は様々な評価基準の組み合わせを指標別に示したものです。指標レベルでYes、No、Partialの評価を受ける評価基準の組み合わせのすべてを提示しているわけではありません。

指標 1 — ネットゼロターゲット

指標文

サブ指標1.1 – ...2050年まで(またはもっと早期)にGHG排出ネットゼロを達成するための野心的目標...

- 評価基準 a):...スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を含めた...
- 評価基準 b):...最重要のスコープ 3 排出カテゴリを含めている。

従属関係: 評価基準 1.1b は 1.1a が Yes でないかぎり Yes にはなりません。

該当なし=当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

評価基準スコアの組み合わせ

1.1.a	1.1.b	指標1
Y	Y	Y
Y	Not applicable	Y
Y	N	Partial
N	N	N

指標評価

指標 2 — 長期的ターゲット

指標文

サブ指標2.1 – ...2036年から2050年までの間にGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標2.2

- 評価基準a):...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b):...最も重要なスコープ3の排出カテゴリを対象とし...

サブ指標2.3 – ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準2.2aおよび2.2bはサブ指標2.1がYesでないかぎりYesにはなりません。サブ指標2.3は現在2.1または2.2を条件とはしていません。したがって、2.1がNoでも2.3がYesになる可能性はあります。評価基準2.1/2.2a/2.2bはそれぞれ、3.1/3.2a/3.2bがYesおよびネットゼロターゲットの場合、Yesとなります(ネットゼロが中期で既に達成されていることになるので)。

該当なし=当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

評価対象外=TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業を評価できない場合

2.1	2.2.a	2.2.b	2.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 2.2b=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 2.3=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標 3 — 中期的ターゲット

指標文

サブ指標3.1 – ...2026年から2035年までの間にGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標3.2

- 評価基準a): ...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b): ...最も重要なスコープ3排出カテゴリーを対象とし...

サブ指標3.3 – ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準3.2aおよび3.2bはサブ指標3.1がYesでないかぎりYesにはなりません。サブ指標3.3は現在3.1または3.2を条件とはしていません。したがって、3.1がNoでも3.3がYesになる可能性はあります。評価基準3.1/3.2a/3.2bはそれぞれ、4.1/4.2a/4.2bがYesおよびネットゼロターゲットの場合、Yesとなります(ネットゼロが短期で既に達成されていることになるので)。

該当なし=当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

評価対象外=TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業を評価できない場合

3.1	3.2.a	3.2.b	3.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 3.2b=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 3.3=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標 4 — 短期的ターゲット

指標文

サブ指標4.1 – ...2025年までにGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標4.2

- 評価基準a): ...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b): ...最も重要なスコープ3排出カテゴリーを対象とし...

サブ指標4.3 – ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準4.2aおよび4.2bはサブ指標4.1がYesでないかぎりYesにはなりません。サブ指標4.3は現在4.1または4.2を条件とはしていません。したがって、4.1がNoでも4.3がYesになる可能性はあります。

該当なし=当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

評価対象外=TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業を評価できない場合

4.1	4.2.a	4.2.b	4.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 4.2b=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 4.3=Naの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標 5 — 脱炭素化戦略

指標文

サブ指標5.1 – ...自社の長期・中期的なGHG削減ターゲットを達成するための脱炭素化戦略を有している。

- 評価基準a):...当該企業は実施する一連のアクションを特定している...
- 評価基準b):...当該企業はこの戦略の重要な要素を数値化している...

サブ指標5.2 – ...脱炭素化戦略には「グリーン・レベニュー」へのコミットメントが含まれている。

- 評価基準a): 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており...
- 評価基準b): 当該企業はグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定している。

従属関係: サブ指標5.1は、サブ指標2.1、2.2(長期的ターゲット)および3.1、3.2(中期的ターゲット)がYesであることを条件としています。サブ指標5.1は2.3または3.3(ネットゼロ整合性)を条件としていないため、5.1がYesとなっても2.3/3.3がNoとなることもあります。

5.1.a	5.1.b	5.2.a	5.2.b	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	N	Y	Y	Partial
Y	N	Y	N	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
N	Y	Y	Y	Partial
N	Y	Y	N	Partial
N	Y	N	N	Partial
N	N	Y	Y	Partial
N	N	Y	N	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標 6 — 資本配分の整合性

指標文

サブ指標6.1 – 当該企業は、将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

- 評価基準a):...将来の資本支出を、自社の長期的なGHG削減ターゲットと整合させることへのコミットメントを行っている。
- 評価基準b):...将来の資本支出を、パリ協定と整合させることへのコミットメントを行っている。

サブ指標6.2 – ...パリ協定と整合しているかを判断するために使用した手法を開示している。

- 評価基準a):...自社の将来の資本支出を、脱炭素化目標と整合させるために使用した手法を開示している。
- 評価基準b): 当該手法では主な成果が数値化されている。

従属関係: 評価基準6.2aは、6.1aまたは6.1bがYesでない場合、Yesにはなりません。

6.1.a	6.1.b	6.2.a	6.2.b	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	N	Y	Y	Partial
Y	N	Y	N	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	Y	N	Y	Partial
N	Y	Y	N	Partial
N	Y	Y	Y	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標 7 — 気候政策エンゲージメント

指標文

サブ指標7.1 — ...気候変動ロビー活動の立場...

- 評価基準a): ...ロビー活動をパリ協定の目標に整合させ...
- 評価基準b): 当該企業は、実施している気候関連のロビー活動を列挙している。

サブ指標7.2 — ... 業界団体への期待...

- 評価基準a): ...所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするというコミットメントを行っている。
- 評価基準b): 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

サブ指標7.3 — ... 所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセス...

- 評価基準a): ...所属する業界団体の気候変動に対する立場または整合性のレビューを公表している。
- 評価基準b): ...レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。

従属関係: 評価基準7.3bは評価基準7.3aがYesでないかぎりYesにはなりません。

7.1.a	7.1.b	7.2.a	7.2.b	7.3.a	7.3.b
Y	Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	Y	Y	N
Y	Y	Y	Y	N	N
Y	Y	Y	N	N	N
Y	Y	N	N	N	N
Y	N	N	N	N	N
N	N	N	N	Y	Y
N	N	N	N	Y	N
N	N	N	Y	Y	N
N	N	Y	Y	Y	N
N	Y	Y	Y	Y	N
N	Y	N	N	Y	Y
N	N	Y	N	Y	N
N	N	Y	Y	N	N
N	N	Y	N	Y	Y
N	N	N	N	N	N

指標評価

Y
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
N

→

Partial要件

指標=Partial: 評価基準6つのうち1つがYであること

この表は評価基準のYまたはNのあらゆる組み合わせを示すものではありません。

指標 8 — 気候ガバナンス

指標文

サブ指標8.1 — ...取締役会は、気候変動を明確に監督している。

- 評価基準a): ...取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠
- 評価基準b): 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職

サブ指標8.2 — ... 役員報酬体系に気候変動が組み込まれている。

- 評価基準a): ... 上級役員の報酬についての取り決めに...気候変動...が明確に組み込まれている...
- 評価基準b): ... 役員報酬についての取り決めに企業のGHG削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

従属関係: 評価基準8.2bはサブ指標2.1、3.1、4.1のいずれかがYesでないかぎりYesにはなりません。

8.1.a	8.1.b	8.2.a	8.2.b
Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N
Y	N	Y	Y
Y	Y	N	N
Y	Y	N	Y
Y	N	Y	N
Y	N	N	Y
N	Y	Y	Y
N	N	Y	Y
Y	N	N	N
N	N	Y	N
N	Y	N	N
N	N	N	Y
N	Y	N	Y
N	N	N	N

指標評価

Y
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
N

→

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

サブ指標8.3 (2021年は評価対象外) — ...気候変動関連のリスクと機会を評価し管理するための技量を有している。

- 評価基準a): ... 自社の取締役会の気候リスク管理に関する技量を評価...
- 評価基準b): ... 取締役会の気候リスク管理に関する技量を評価するために用いる基準の詳細...

指標 9 — 公正な移行

本指標は今後も開発が行われるため、2021年ベンチマークによる企業評価では使用されません。

指標 10 — TCFD開示

指標文

サブ指標10.1 – ...TCFD提言を実施 ...

- 評価基準a): ... 自社の開示をTCFD提言と整合させることへのコミットメントを行っている。
- 評価基準b): ... TCFDと整合する開示内容に目印をつけて公表している。

サブ指標10.2 – ... 気候シナリオ計画を用いて...

- 評価基準a): ... 気候関連シナリオ分析を実施し...
- 評価基準b): ... シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み...

従属関係: 評価基準10.2bは評価基準10.2aがYesでないかぎりYesにはなりません。

10.1.a	10.1.b	10.2.a	10.2.b	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	N	Y	Y	Partial
Y	N	Y	N	Partial
Y	N	N	N	Partial
N	N	Y	Y	Partial
N	N	Y	N	Partial
N	Y	Y	N	Partial
N	Y	N	N	Partial
N	N	N	N	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること